

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第17報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和5年3月29日 医療課事務連絡 令和4年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について
- ・令和5年3月31日 保医発0331第2号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早391		下から18行目	<p><b>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</b></p> <p>001～181 (略)</p> <p><b>182 経カテーテル人工生体弁セット</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>注</b> 経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 外科的又は経カテーテル的に留置した大動脈生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>183～222 (略)</p>	<p><b>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</b></p> <p>001～181 (略)</p> <p><b>182 経カテーテル人工生体弁セット</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>注</b> 経カテーテル人工生体弁セットは、下記のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 外科的に留置した大動脈生体弁の機能不全(狭窄、閉鎖不全又はその複合)による症候性の弁膜症を有し、かつ、外科的手術を施行することができず、経カテーテル人工生体弁セットによる治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に使用する場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>183～222 (略)</p>	字句挿入
16	右	上から10行目	<p><b>※初診料</b></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 現に診療継続中の患者につき、新たに発生した他の傷病で初診を行った場合には、当該新たに発生した傷病について初診料は算定できない。ただし、「注5」のただし書に規定する同一保険医療機関において、同一日に他の傷病(1つ目の診療科で診療を受けた疾病又は診療継続中の疾病と同一の疾病又は互いに関連のある疾病以外の疾病のことをいう。)について、新たに別の診療科(医療法上の標榜診療科のことをいう。)を初診として受診した場合(1つ目の診療科の保険医と同一の保険医から診察を受けた場合を除く。)は、現に診療継続中の診療科を除く診療科1つに限り、同ただし書の所定点数を算定できる。また、診療継続中以外の患者であって、同一日に他の傷病で2以上の診療科を初診として受診する場合においても、2つ目の診療科に限り、同ただし書の所定点数を算定できる。この場合において、「注6」から「注15」までに規定する加算は、算定できない。なお、患者が専門性の高い診療科を適切に受診できるよう保険医療機関が設置</p>	<p><b>※初診料</b></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 現に診療継続中の患者につき、新たに発生した他の傷病で初診を行った場合には、当該新たに発生した傷病について初診料は算定できない。ただし、「注5」のただし書に規定する同一保険医療機関において、同一日に他の傷病(1つ目の診療科で診療を受けた疾病又は診療継続中の疾病と同一の疾病又は互いに関連のある疾病以外の疾病のことをいう。)について、新たに別の診療科(医療法上の標榜診療科のことをいう。)を初診として受診した場合(1つ目の診療科の保険医と同一の保険医から診察を受けた場合を除く。)は、現に診療継続中の診療科を除く診療科1つに限り、同ただし書の所定点数を算定できる。また、診療継続中以外の患者であって、同一日に他の傷病で2以上の診療科を初診として受診する場合においても、2つ目の診療科に限り、同ただし書の所定点数を算定できる。この場合において、「注6」から「注14」までに規定する加算は、算定できない。なお、患者が専門性の高い診療科を適切に受診できるよう保険医療機関が設置</p>	字句訂正

した総合外来等については、診療科とみなさず、総合外来等を受診後、新たに別の診療科を受診した場合であっても同ただし書の所定点数は算定できない。

(14)~(29) (略)

した総合外来等については、診療科とみなさず、総合外来等を受診後、新たに別の診療科を受診した場合であっても同ただし書の所定点数は算定できない。

(14)~(29) (略)